

大阪府障がい者自立相談支援センター受託実習生受入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府障がい者自立相談支援センター（以下「センター」という。）が、福祉に関する人材の養成及び障がい者支援に関する理解を深めることを目的として国公立若しくは私立の学校又は養成所（以下「養成機関」という。）の学生を受託実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(受託実習の承認)

第2条 養成機関の長は、学生の実習をセンターに委託しようとするときは、文書によりセンター所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。

2 所長は、前項の規定による申請があったときは、センターの業務に支障のない限り、当該養成機関の学生を実習生として受け入れることを承認するものとする。

(実習期間)

第3条 実習期間は、受入れを開始する日の属する年度を越えないものとする。

(実習費の納入)

第4条 養成機関の長は、実習に要する経費（以下「実習費」という。）として、実習生1人1日につき別表に定める額を、実習期間に応じて納入しなければならない。

2 実習費は、別に発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 既納の実習費は還付しない。

4 養成機関において実習費を納入することができない特別な理由があると認められるときは、所長は、これを調整するものとする。

(指示)

第5条 実習生は、所長の指示に基づき実習を行うものとする。

(実習の停止等)

第6条 実習生が前条の規程に違反したとき、又は所長が必要と認めるときは、所長は、当該実習生の実習を停止させ、又は第2条第2項の受入れの承認を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、受託実習に関して必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 28 日に施行し、平成 23 年度から適用する。

この要綱は、平成 24 年 2 月 24 日に施行し、平成 24 年度から適用する。

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日に施行し、平成 28 年度から適用する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日に施行し、令和 3 年 3 月 23 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 3 月 28 日に施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

実 習 区 分	実 習 費
社会福祉士・公認心理師等の実習	1 人 1 日 1, 5 0 0 円